亀山市告示第91号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第5項の 規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 名称
  - 中村自治会
- 2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1)区域内の住民相互の連絡(回覧板の回付等)
- (2)美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3)不動産の維持管理及び運用(集会施設の維持管理等)
- (4)区域住民の健康増進及び福祉向上を図るための諸行事
- (5)地域内の祭りごと等(地域的な共同活動を行う事)
- 3 区域

亀山市天神二丁目3番19号、4番28号、4番38号、6番10号、6番16号、6番20号、7番15号、7番16号、7番16号、7番16号1、7番17号、7番20号、7番21号、8番11号、9番18号、10番9号、11番2号1、11番3号、11番12号、11番12号1、12番28号、14番9号及び14番10号の区域とする。

- 4 主たる事務所
  - 亀山市天神二丁目7番15号に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
  - 中根 光宣
  - 亀山市天神二丁目11番12号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者 の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

- 8 規約に定める解散の事由
- (1)本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- (2)総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日平成28年3月24日